

# 山口県報

平成 26 年  
11月14日  
(金曜日)

## 目 次

○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定(環境政策課).....	一
	漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示 の一部改正(団体指導室).....	一
	保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....	二
	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....	二
	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....	三
○公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....	三
	ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....	三
	家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....	四
	公共測量の実施の終了(監理課).....	五
	契約の締結(会計課).....	五
○選管告示	政治団体の名称等.....	五
	政治団体の異動事項.....	五
	解散等に係る政治団体の名称等.....	六
	資金管理団体の名称等.....	六
	政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称 等.....	六
○公安委告示	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....	七

### 山口県告示第三百六十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 形質変更時要届出区域

岩国市日の出町二三〇四の一の一部

#### 二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 山口県告示第三百七十号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

表中

津黄区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市油谷津黄の地域)	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 に掲げる漁業以外の漁業
津黄区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市油谷津黄の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
久津区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市久津の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底引き網を使用して営む漁業 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 3 / 小型定置網漁業 4 / 3 / から3 / までに掲げる漁業以外の漁業
久原区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市小田及び田久道の地域)	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 に掲げる漁業以外の漁業
久津、久原区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市久津、小田及び田久道の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底引き網を使用して営む漁業 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 3 / 総トン数十トン以上の漁船により、主として敷網を使用して営む漁業 4 / 3 / から3 / までに掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第三百七十五号（二）に係るものに限る。）（一）、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第七百三十号（二）に係るものに限る。）（一）及び保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第九百七号（二）に係るものに限る。）（一）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。）による。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

を

に、

を

に改める。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 関 地 廃 止 年 月 日

宇部興産株式会社中央病院 宇部市大字西岐波七五〇 平成二六、九、三〇

山口県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医療	称	所	機	在	関	地	指	定	年	月	日
宇部興産中央病院			宇部市大字西岐波七五〇				平成二六、一〇、一					



(三七八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十二月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 チャンス

代表者の氏名 藤井 優

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出三丁目一一番二号

三 定款に記載された目的

就労支援事務所を運営することで、障害者の就労能力、コミュニケーション能力を向上させ、障害者の自立を支援し、また障害者の就労環境についての問題点の取り組みについて情報提供、啓発活動を行うことで、その生活・労働権を保障できる社会づくりを進め、もって障害福祉の増進、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動に寄与すること。

(三七九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十二月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 まちの情報発信局

代表者の氏名 野村 泰久

主たる事務所の所在地 防府市栄町一丁目五番一号

三 定款に記載された目的

地域の魅力やまちづくり活動などについての情報発信を推進することで、交流人口の増加による観光振興や地域活性化を図るとともに、市民活動団体、行政、企業、学校、各種団体、組織等が連携・協働するための仕組みやネットワークづくりに関する事業を行い、地域の発展に寄与すること。

(三八〇) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十七年二月二十二日（木曜日）午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号  
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験  
1 日時  
平成二十七年三月十一日(水曜日) 午前九時から

2 場所  
山口市富田原町一番一八号  
公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格  
学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

三 実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。  
受験願書の受付期間  
平成二十七年一月五日(月曜日)から同月二十一日(水曜日)まで(郵送の場合、一月二十一日までの消印のあるものは、有効とする。)  
四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇二))

五 提出書類等  
(一) 受験願書  
(二) 履歴書  
(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)  
(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふぐ処理業務従事証明書  
(六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類  
六 受験手数料  
一万六千六百六十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他  
(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上)を同封すること。  
(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三八二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報  
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。  
平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号 三〇〇〇一	名 C〇七〇	前	品 種	生年月日 平成二五、 五、一五	産 地 宮 城 県	検査 成績外	飼養者の住所及 氏名又は名称 周南市大字東山 有限会社社鹿野 ファーム
----------------------	-----------	---	-----	-----------------------	--------------	-----------	---

(三八二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 副政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

平成二十六年四月三日から同年十月二十八日まで

(三八三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十一月十四日

山口県知事 村岡 副政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十月十七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 契約金額

三億千五百六十二万七千八百三十九円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 副政



山口県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年)月日
青谷和彦後援会	谷本 吉雄	青谷 美香	宇部市松山町5丁目/番6号		平成26、10、6
江村卓三後援会	奥村 民雄	江村 和子	下関市松屋本町/丁目3番15号		〃 〃 3
えら健一郎後援会	恵良健一郎	恵良 康子	〃 大学町5丁目/番12号		〃 〃 23
新造健次郎後援会	新造健次郎	中村 和久	周南市大神/丁目24番11号		〃 〃 29
たかせ利也後援会	高瀬 利也	高瀬 利也	下関市豊浦町大字川棚5437		〃 〃 3
ひらた陽道後援会	平田 陽道	平田由紀恵	〃 彦島福浦町2丁目5番35号		〃 〃 23
前東直樹後援会	前東 直樹	前東 純子	〃 菊川町大字田部3230の1		〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年十一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
江本郁夫後援会	代表者 松井 智	山陽小野田市 日の出3丁目 15番3号	岡田 幹男 山陽小野田市 大字小野田 7285	平成26、 10、31
木村健一朗後援会	〃	周南市清水町 7の47	周南市周陽/ 丁目14番8号	〃
合志栄一後援会	代表者 小田 秀昭	河内 義重	〃	〃
	会計責任者 藤井 和弘	田鍋 基雄	〃	
税理士による安倍晋三後援会	代表者 小倉 國雄	川波 正利	〃	〃
	会計責任者 杉本 康平	小倉 國雄	〃	
	事務所 下関市鞆田西 町16番/号	下関市川中豊 町3丁目/番 8号	〃	
日本農業政治連盟山口県支部	会計責任者 柳井 誠	広兼 守	〃	6
三菱下船支部政治活動委員会	代表者 米澤 至彦	森 泰博	〃	〃
	会計責任者 井上 薫	磯部 慎一	〃	
古敷地区合志栄一後援会	代表者 田鍋 基雄	小田 秀昭	〃	1

山口県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
西村幸博後援会	川村 正司	山本 人志	岩国市美和町浪前63/	平成25、 12、31
野口すすむ後援会	野口 進	三井美津子	岩国市通津2569	平成26、 10、1

山口県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (特定届出年月日)
恵良健一郎	下関市議会議員	えら健一朗後援会	下関市大学町5丁目/番12号	恵良健一郎	平成26、 10、23
平田 陽道	下関市議会議員	ひらた陽道後援会	彦島福浦町2丁目5番35号	平田 陽道	〃
前東 直樹	下関市議会議員	前東直樹後援会	菊川町大字田部323の1	前東 直樹	〃

山口県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年十一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称		管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (資金管理団体の特定届出年月日)
		資	金			
		名	称			



平成二十六年十一月十四日印刷

発行人所

山口県知事庁